

栃木市農業委員会総会議事録

令和7年11月21日

栃木市農業委員会事務局

栃木市農業委員会総会

開催日時 令和7年10月21日（金） 午後3時

開催場所 栃木市役所本庁舎3階 正庁

出席委員

1 若色 昭松	2 五十畑 節子	3 石塚 一彦	4 泉田 裕美
5 小林真理子	6 大塚 幸八	7 糸井世志江	8 毛塚 登
9 青木 則夫	10 田谷 安久	12 野尻 真悟	13 生澤 良一
14 鈴木美智子	15 巻島 陽一	16 大谷 朗	17 早乙女とみ
18 渡邊 明男	19 中田 秀雄	20 田中 健一	21 縫村 啓子

欠席委員 11 田中 徹

農業委員会事務局職員

事務局長	熊倉 宜和	次長兼農委総務係長	高久 完治
農地調整係長	田沼 篤	主 査	佐藤 真沙人
主 任	岡 剛伯	主 事	五十畑 博規

会議事件

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号	農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について
議案第4号	農地中間管理事業の推進に関する法律により市が作成する農用地利用集積等促進計画案に対する意見について
議案第5号	農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画作成（所有権の移転）に係る要請について
報告第1号	農地法第5条の規定による許可の報告について
報告第2号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の専決処理の報告について
報告第3号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の専決処理の報告について
報告第4号	農地法第18条第6項の規定による通知受理状況の報告について
報告第5号	使用貸借契約解約通知書受理状況の報告について

開会の宣言

事務局長

それでは、ただ今から、令和7年11月栃木市農業委員会総会を開会いたします。若色会長よりごあいさつをお願いします。

(会長あいさつ)

事務局長

ありがとうございました。

本日は11番田中徹委員から欠席の届出がありました。ただ今の出席委員は20名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、総会規則第5条により、議事の進行は若色会長をお願いします。

議事録署名

議長

それでは、これより議事に入ります。

まず、日程第1の議事録署名委員の指名を行います。

栃木市農業委員会総会規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

それでは、議事録署名委員は、12番野尻真悟委員、13番生澤良一委員をお願いいたします。

会議書記指名

議長

日程第2、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、事務局職員の佐藤真沙人氏と岡剛伯氏を指名いたします。

議 事

議長

それでは、日程第3の議案審議に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

五十畑主事

議案書2ページをご覧ください。

今月の申請は、所有権の移転が15件ありました。申請者、土地の表示等については記載のとおりです。

まず塩谷町に拠点を置く農地所有適格法人による農地の取得について一括してご説明いたします。

1 番、3 番、4 番、5 番、1 1 番、1 2 番、1 5 番については、経営規模拡大のため、農地を売買により取得する申請です。

それぞれ別の所有者から農地を購入するため番号が別になっております。

譲受人は、芳賀町を中心に米・麦・大豆を作付しています。申請地でも麦を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

ここからは番号が戻りまして、2 番から引き続き説明させていただきます。

2 番については、経営規模拡大のため、農地を贈与により取得する申請です。

譲受人は、新井町を中心に米を作付しています。申請地でも、米を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

6 番については、経営規模拡大のため、既に借りていた農地を売買により取得する申請です。

譲受人は、西方町元を中心に米・白菜・きゅうり・なす等を作付けしています。申請地でも、米を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

7 番については、経営規模拡大のため、農地を贈与により取得する申請です。

譲受人は、西方町真名子を中心に米・そば・さつまいも等を作付けしています。申請地でも、米を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

8 番については、経営規模拡大のため、農地を売買により取得する申請です。

譲受人は、藤岡町蛭沼を中心に米・麦を作付けしています。申請地でも、米・麦を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

9 番については、経営規模拡大のため、農地を売買により取得する申請です。

譲受人は、大平町伯仲を中心に米・麦を作付しています。申請地でも、米・麦を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

10番については、経営の若返りのため、農地を売買により取得する申請です。

譲受人は、大平町伯仲を中心に米・麦・いちごを作付しています。申請地でも、米・麦・いちごを作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

13番については、経営規模拡大のため、農地を贈与により取得する申請です。

譲受人は、藤岡町赤麻を中心に米・なす・きゅうり等を作付しています。申請地でも、米を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

14番については、経営規模拡大のため、既に借りていた農地を売買により取得する申請です。

譲受人は、藤岡町大前を中心に米・トマト・なす等を作付しています。申請地でも、米を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

以上15件の申請につきましては、法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。ご審議よろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。北部調査委員長をお願いします。

北部調査委員長
(縫村委員)

今回の北部調査委員長の21番縫村です。

今回は私と12番野尻委員、16番大谷委員の3名と事務局2名で、20日木曜日に事前調査を行いました。それでは調査の結果を報告いたします。

今回北部は、所有権移転の申請が7件ありました。

書類審査および現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、現地の状況等も確認した結果、特に問題はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。

	以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願い します。
議 長	ありがとうございました。南部調査委員長お願いします。
南部調査委員長 (田谷委員)	今回の南部調査委員長の10番田谷です。 今回は私と8番毛塚委員、18番渡邊委員の3名と事務局2名で、 19日水曜日に事前調査を行いました。それでは調査の結果を報告 いたします。 今回南部は、所有権移転の申請が8件ありました。 書類審査および現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、 現地の状況等も確認した結果、特に問題はないと思われるため、許可 することが妥当であると考えます。
議 長	ありがとうございました。 これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし)
議 長	発言がないようですので、採決いたします。 議案第1号について、原案のとおり許可することにご異議ござい ませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認め、議案第1号は原案のとおり許可することに決定 いたしました。
議 長	次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」 を、議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。
佐藤主査	議案書の5ページをご覧ください。 今回は7件の申請がありました。申請者・土地の表示等については 記載のとおりです。 1番については、太陽光発電設備への転用です。地図は1ページで す。 事業計画者は、太陽光発電事業を営む法人です。 再生可能エネルギーの普及促進やCO₂削減といった社会的要請に 応えるため、太陽光発電施設の設置を計画しました。 申請地は日照条件が良く、周囲に障害となる建物がなく、比較的平

坦地形であり、太陽光発電用地として条件が良かったため、事業地として選定しました。

農地の区分は、農地の広がり 1 0ha 未満の第 2 種農地ですが、土地の代替性が無いため許可基準に該当します。

取水、排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

（写真説明）

2 番については、一般住宅への転用です。地図は 2 ページです。

事業計画者は、市内のアパートに妻と子供の 3 人で居住しておりますが、子供の成長に伴い、現在の住居では手狭になり、将来のことを考え、住宅の建築を計画しました。

実家の近くで建築地を探していたところ、両親より申請地を提供しても良いと話があったことから事業地として選定しました。

農地の区分は、土地改良施行区域内の第 1 種農地ですが、集落に接続し、土地の代替性が無いため、不許可の例外規定に該当します。

取水は上水道、排水は合併処理浄化槽処理後市有水路へ放流、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

（写真説明）

3 番、4 番については、同一の事業者が行う農業用施設としてのトイレ及び駐車場への転用です。地図は 3 ページです。

事業計画者は、木野地町において家族 4 人と従業員 20 名（内男性 3 名）で施設園芸トマト、水稻、その他野菜（ネギ、ナス、オクラ等）を栽培する認定農業法人です。

従業員の職場環境の改善と、農作業の効率化を図るため、既存のトマトハウスの横にトイレ及び駐車場を整備することを計画しました。なお、許可を得ず申請地を駐車場敷地として利用してしまったことについては申請者の始末書が添付されております。

農地の区分は、農振農用地ではありますが、農用地利用計画において指定された用途であるため、不許可の例外規定に該当します。なお、申請地は用途区分変更がされております。

取水は上水道、排水は合併浄化槽処理後水路へ放流。雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

（写真説明）

岡主任

5 番については、一般住宅への転用です。地図は 4 ページです。

事業計画者は宇都宮市内のアパートに夫婦で住んでおりますが、近日中に出産を予定しており、現在のアパートでは手狭になるため

本件を申請しました。

申請地は実家に近く、将来親の面倒を見ることを考慮し、本件の土地を選定しました。

農地の区分は、農地の広がり10ha以上の第1種農地ですが、集落に接続し、土地の代替性が無いため、不許可の例外規定に該当します。

取水は上水道、排水は合併浄化槽処理後市道側溝へ排水。雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

6番については、太陽光発電設備への転用です。地図は5ページです。

事業計画者は脱炭素化が進んでいく中で、使用されていない土地を利用し、自然に配慮した次世代エネルギー事業に取り組んでおります。

申請地は現在耕作しておらず、また、日照条件等太陽光発電用地として条件がよいため、事業地として選定しました。

農地の区分は、岩舟総合支所から800m以内の第2種農地ですが、土地の代替性が無いため、不許可の例外規定に該当します。

取水、排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

7番については、一般住宅への転用です。地図は6ページです。

事業計画者は岩舟町静の申請地近隣のアパートに子供と住んでおり、子供の成長に伴い、現在のアパートでは手狭になってきたことから本件を申請しました。

申請地は実家の近隣であり、子供の育成支援及び将来の両親の介護等を考え、本件の土地を選定しました。

農地の区分は、農地の広がり10ha以上の第1種農地ですが、集落に接続し、土地の代替性が無いため、不許可の例外規定に該当します。

取水は上水道、排水は合併浄化槽処理後敷地内処理。雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

以上7件の申請については、他法令の許認可の見込みや資金計画の妥当性等により転用の確実性も問題はないと考えられます。

なお、1番の案件については面積が30アールを超えるため、県の

	常設審議委員会に意見を求めます。ご審議よろしくお願いいたします。
議 長	ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。北部調査委員長をお願いします。
北部調査委員長 (縫村委員)	今回北部は、一般住宅が1件、農業用施設としてのトイレ兼駐車場が2件、太陽光発電設備が1件の合計4件の申請がありました。 書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、許可基準を満たしており、周辺農地への影響はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。 以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願います。
議 長	ありがとうございました。南部調査委員長をお願いします。
南部調査委員長 (田谷委員)	今回南部は、一般住宅が2件、太陽光発電設備が1件、合計3件の申請がありました。 書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、許可基準を満たしており、周辺農地への影響はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。 以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願います。
議 長	ありがとうございました。ここで地元委員の意見を伺います。番号1番について、4番泉田委員をお願いします。
泉田委員	4番泉田です。 1番の案件ですが、太陽光発電設備への転用で、現地を確認してきました。事務局および調査委員長の説明のとおりで問題ないと思われます。皆様のご審議よろしくお願います。
議 長	番号2番について、20番田中健一委員をお願いします。
田中健一委員	20番田中です。 2番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおりです。問題ないと思われまので、ご審議の程よろしくお願います。
議 長	番号3番、4番について、12番野尻委員をお願いします。

野尻委員	1 2 番野尻です。 3 番、4 番の案件ですが、事前調査をしてきました。事務局および調査委員長の説明のとおり特に問題ないと思われますので、皆様のご審議よろしくお願いします。
議 長	番号5 番について、8 番毛塚委員お願いします。
毛塚委員	8 番毛塚です。 5 番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおり、何の問題もないと思われます。皆様のご審議よろしくお願いします。
議 長	番号6 番、7 番について、2 番五十畑職務代理者お願いします。
五十畑職代	2 番五十畑です。 6 番の案件は太陽光発電設備への転用、7 番の案件は一般住宅への転用で、現地を確認してきました。事務局および調査委員長の説明のとおり、何も問題ないと思われます。皆様のご審議よろしくお願いします。
議 長	ありがとうございました。 これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし)
議 長	発言がないようですので、採決いたします。 議案第2号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認め、議案第2号は、原案のとおり許可することに決定いたしました。 なお、1 番の案件については、30アールを超えますので、県農業会議常設審議委員会に意見を求め、許可相当の回答を受理した後、許可することといたします。
議 長	次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業変更申請について」を、議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。
佐藤主査	議案書の8ページをご覧ください。

今回は、2件の申請がありました。申請者・土地の表示等については記載のとおりです。

1番については、太陽光発電設備のパネル枚数変更の申請です。地図は7ページです。

本申請は、令和7年8月29日付にて農地法第5条の許可済みの案件ですが、事業計画の再確認をしたところ、より多く太陽光パネルを配置できることが判明した。そのため、より効率的に事業を行うため、パネル枚数を増設するものです。

変更後の土地利用計画図を確認すると満遍なくパネルが配置されていることから、面積の妥当性等もやむを得ないものと考えます。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

岡主任

2番については、認定こども園敷地の変更の申請です。地図は8ページです。

事業計画者は、令和7年8月に認定こども園の建替えに伴う事業地を目的とした5条転用許可を受けていましたが、今般許可地の一部において、許可後譲渡人との契約を結ぶ際に、交渉がうまくいかず、契約不成立となったことから事業地を減少し、修正するものです。

変更に伴う建築計画には影響はなく、駐車場及び進入路の土地利用を見直し、事業実現を図る計画でありやむを得ないものと考えます。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

以上2件の申請については、事業計画変更後の農地転用事業が許可基準により許可相当であると認められること等から、事業計画変更を承認することについてやむを得ないものと考えます。

以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。北部調査委員長をお願いします。

北部調査委員長
(縫村委員)

今回北部は、太陽光発電設備に関する事業計画変更の申請が1件ありました。

書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、許可基準を満たしており、周辺農地への影響はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。

	以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願ひ します。
議 長	ありがとうございました。南部調査委員長お願ひします。
南部調査委員長 (田谷委員)	今回南部は、認定こども園に関する事業計画変更の申請が1件あ りました。 書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、許 可基準を満たしており、周辺農地への影響はないと思われるため、許 可することが妥当であると考えます。 以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願ひ します。
議 長	ありがとうございました。ここで地元委員の意見を伺います。 番号1番について、14番鈴木委員お願ひします。
鈴木委員	14番鈴木です。 1番の案件ですが、事前に確認してきました。事務局および調査委 員長の説明のとおり、太陽光パネルの枚数変更の申請で、何の問題も ないと思われます。皆様のご審議よろしくお願ひします。
議 長	番号2番について、9番青木委員お願ひします。
青木委員	9番青木です。 2番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおりです。 何も問題ないと思われます。現地の確認もしました。ご審議よろしく お願ひします。
議 長	ありがとうございました。 これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし)
議 長	発言がないようですので、採決いたします。 議案第3号について、原案の通り承認することにご異議ございま せんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認め、議案第3号は、原案のとおり承認することに決定 いたしました。

議	長	次に、議案第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律により市が作成する農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」を議題とします。 県農地中間管理機構に関する229件であります。事務局の説明は省略します。
議	長	これより、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。 (質疑なし)
議	長	発言がないようですので、採決いたします。 議案第4号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。 (異議なしの声)
議	長	異議なしと認め、議案第4号は原案のとおり承認することに決定いたしました。
議	長	次に、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画作成（所有権の移転）に係る要請について」を議題とします。 県農業振興公社に関する2件であります。事務局の説明は省略します。
議	長	これより、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。 (質疑なし)
議	長	発言がないようですので、採決いたします。 議案第5号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。 (異議なしの声)
議	長	異議なしと認め、議案第5号は原案のとおり承認することに決定いたしました。
議	長	次に、追加となりました議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律により市が作成する農用地利用集積等促進計画案に対する意見について（機構・受け手間契約）」を議題とします。事務局の説明は省略します。

議	長	これより質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。 (質疑なし)
議	長	発言がないようですので、採決いたします。 議案第6号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。 (異議なしの声)
議	長	異議なしと認め、議案第6号は原案のとおり承認することに決定いたしました。
議	長	次に日程第4報告事項に入ります。 報告第1号から、報告第5号までを一括報告とします。事務局の説明は省略します。
議	長	報告事項について発言のある方は、挙手をお願いします。 (質疑なし)
議	長	発言がないようですので、報告事項を終わります。 以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。その他、皆さんから何かございますか。 (質疑なし)
議	長	発言がないようですので、以上をもちまして、令和7年11月栃木市農業委員会総会を閉会いたします。 [閉 会 午後4時9分]

議事録を証するため下記署名いたします。

令和 年 月 日

農業委員長 _____ (若 色)

署 名 委 員 _____ (野 尻)

署 名 委 員 _____ (生 澤)